

(参考) 技能者表彰実施要領の新旧対照表 (傍線部分は変更点)

新	旧
技能者表彰実施要領 技能者表彰規程（昭和 42 年労働省告示第 38 号。以下「規程」という。）第 6 条に基づく卓越した技能者の表彰の実施に関し必要な細目について、以下のとおり定める。 1 推薦を行うことができる者及び推薦範囲 推薦を行うことができる者（以下「推薦者」という。）は（１）から（４）までとし、当該推薦者の推薦範囲はそれぞれ次のとおりとする。 （１） 都道府県知事による推薦 推薦範囲：当該都道府県の区域内の事業所に就業している者 （２） 全国的な規模の事業を行う事業主団体若しくはその連合体、又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「全国的な事業主団体等」という。）による推薦 推薦範囲：全国的な事業主団体等を構成する企業に雇用される者等 なお、ここでいう「全国的な事業主団体等」はアからウまでのとおりである。 ア～ウ（略） （３） 全国的な規模で障害者の雇用の支援等を行う団体（以下「全国的な障害者団体」という。）による推薦 推薦範囲：別表に定める職業部門のうち、第 22 部門の推薦を希望する者	技能者表彰実施要領 技能者表彰規程（昭和 42 年労働省告示第 38 号。以下「規程」という。）第 6 条に基づく卓越した技能者の表彰の実施に関し必要な細目について、以下のとおり定める。 1 推薦を行うことができる者及び推薦範囲 推薦を行うことができる者（以下「推薦者」という。）は（１）から（４）までとし、当該推薦者の推薦範囲はそれぞれ次のとおりとする。 （１） 都道府県知事 当該都道府県の区域内に就業している者 （２） 全国的な規模の事業を行う事業主団体若しくはその連合体、又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「全国的な事業主団体等」という。） 全国的な事業主団体等を構成する企業に雇用される者等 なお、ここでいう「全国的な事業主団体等」はアからウまでのとおりである。 ア～ウ（略） （３） 全国的な規模で障害者の雇用の支援等を行う団体（以下「全国的な障害者団体」という。） 別表に定める職業部門のうち、22 部門の推薦を希望する者

なお、ここでいう「障害者団体」とは、構成員の障害者等の雇用の支援等を行う団体であって、事業活動を通じ、被推薦者の要件の該当の如何について判断を行うに足る情報を有しており、かつ、地域に限定されず活動を行う団体であること。

- (4) 推薦日時点で成人に達している者（以下「一般の推薦者」という。）
による推薦

推薦範囲：就業している全ての技能者

2 被推薦者

推薦者は、次の全ての要件を充たす者の中から被推薦者を選考し、厚生労働大臣に推薦するものとする。

- (1) (略)
(2) 推薦日現在において、現役の技能者として就業していること。

この場合、その者の就業上の地位（自営業主、家族従業者、雇用者等）は問わないものであること。

また、その者が、職業訓練指導員として、事業内職業訓練又は公共職業訓練において、当該卓越した技能について、実技指導を行っている場合等を含むものであること。

ただし、就労継続支援A型事業所の利用者は、表彰対象とはならない。

- (3) ～ (5) (略)

3 推薦手続

- (1) 被推薦者の選考について

次のアからエまでの推薦者は、別表「職業部門、職業分類及び職種（例示）」に定める職業部門、職業分類及び職種のいずれかに該当する者で

なお、ここでいう「障害者団体」とは、構成員の障害者等の雇用の支援等を行う団体であって、事業活動を通じ、被推薦者の要件の該当の如何について判断を行うに足る情報を有しており、かつ、地域に限定されず活動を行う団体であること。

- (4) 推薦日時点で満 20 歳以上の者（以下「一般の推薦者」という。）

就業している全ての技能者

2 被推薦者

推薦者は、次の全ての要件を充たす者の中から被推薦者を選考し、厚生労働大臣に推薦するものとする。

- (1) (略)
(2) 推薦日現在において、現役の技能者として就業していること。

この場合、その者の就業上の地位（自営業主、家族従業者、雇用者等）は問わないものであること。

また、その者が、職業訓練指導員として、事業内職業訓練又は公共職業訓練において、当該卓越した技能について、実技指導を行っている場合等を含むものであること。

ただし、就労継続支援 A 型事業所の利用者は、表彰対象とはならない。

- (3) ～ (5) (略)

3 推薦手続

- (1) 被推薦者の選考について

次のアからエまでの推薦者は、真に表彰されることがふさわしい者を別表に定める職種に従って選考し、別に示す期日までに推薦するものと

<u>あって、真に表彰されることがふさわしい者を選考し、受付期間（令和 7 年 2 月 1 日から 3 月 31 日）内に被推薦者を推薦すること。</u> なお、被推薦者が別表に定める職業部門のうち、<u>第 22 部門の推薦を希望する場合は、第 22 部門への推薦に加えて、第 1 部門から第 21 部門のうち該当する職業部門にも併せて推薦することもできる。</u> ア 「都道府県知事」による推薦 別表に定める職業部門のうち、<u>第 1 部門から第 21 部門のいずれかに該当する場合には、別表に定める職種（2）欄に掲げる細分類の職種（以下「細分類職種」という。）について、同一細分類職種の被推薦者は 1 名とする。ただし、女性は最大 2 名、加えて下記（3）に定める障害がある者を同一細分類職種において推薦する場合は、最大 3 名まで推薦可とする。</u> <u>なお、別表に定める職種（1）欄に掲げる小分類の職種や職業部門が同一の場合における被推薦者数に制限はなく、第 1 部門から第 22 部門までの合計被推薦者数についても制限はない。</u> また、推薦に当たっては、広く民間産業団体、商工会議所、経営者団体、市町村等から推薦を求め、選考に当たっては、必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を設置し、その審議を経るなどして、虚偽の申告による推薦が行われていないか確認するとともに、公平かつ適切に行うこと。 イ 「全国的な事業主団体等」による推薦 <u>別表に定める職業部門のうち、第 1 部門から第 21 部門のいずれかの部門に該当する場合には、全国的な事業主団体等による被推薦者数は 1 名とする。ただし、女性は最大 2 名、加えて下記（3）に定める障害がある者を推薦する場合には、最大 3 名まで推薦可とする。</u> また、推薦に当たっては広く傘下の団体、団体を構成する企業等から	する。<u>なお、被推薦者は別表の表中「職種（2）」欄に掲げる職種（以下「職種（2）」とする。）のうち 1 つの職種についてのみ推薦できる。</u> <u>ただし、被推薦者が別表に定める職業部門のうち、22 部門の推薦を希望する場合は、1 部門から 21 部門のいずれかの部門に加えて、22 部門に推薦することができる。</u> ア 「都道府県知事」による推薦 <u>都道府県知事による推薦数に制限はないが、職種（2）の 1 つの職種について 1 名とする。</u> <u>なお、別表に定める職業部門のうち、1 部門から 21 部門のいずれかの部門に該当する場合でかつ、1 つの職種について、女性又は下記（3）に定める障害がある者をそれぞれ 1 名推薦する場合には、当該職種は 3 名までとする。</u> また、推薦に当たっては、広く民間産業団体、商工会議所、経営者団体、市町村等から推薦を求め、選考に当たっては、必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を設置し、その審議を経るなどして、虚偽の申告による推薦が行われていないか確認するとともに、公平かつ適切に行うこと。 イ 「全国的な事業主団体等」による推薦 <u>全国的な事業主団体等による推薦数は各 1 名とする。ただし、別表に定める職業部門のうち、1 部門から 21 部門のいずれかの部門に該当する場合でかつ、女性又は下記（3）に定める障害がある者をそれぞれ 1 名推薦する場合には、3 名までとする。</u> また、推薦に当たっては広く傘下の団体、団体を構成する企業等から
--	--

推薦を求め、選考に当たって必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を設置し、その審議を経るなどして、虚偽の申告による推薦が行われていないか確認するとともに、公平かつ適切に行うこと。 ウ 「全国的な障害者団体」による推薦 <u>全国的な障害者団体による被推薦者数は、下記（３）に定める障害がある者１名のみとする。ただし、女性であって下記（３）に定める障害がある者を加えて最大２名まで推薦可とする。</u> なお、推薦に当たっては広く傘下の団体、団体を構成する企業等から推薦を求め、選考に当たって必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を設置し、その審議を経るなどして、虚偽の申告による推薦が行われていないか確認するとともに、公平かつ適切に行うこと。 エ 「一般の推薦者」による推薦 <u>一般の推薦者による被推薦者数は１名のみとする。女性又は下記（３）に定める障害がある者を推薦する場合であっても、複数名を推薦することは不可とする。</u> 推薦者は、その推薦に賛同する者（以下「賛同者」という。）２名の賛同を得て推薦すること（自薦は不可とする。）。 なお、推薦者、被推薦者及び<u>２名</u>の賛同者は互いに二親等以内（配偶者を含む。）の親族関係になく、かつ、推薦者及び賛同者は推薦日時点で<u>成人に達している者</u>であること。特に、「一般の推薦者」による推薦は、市井の人目に付きにくい分野等で活躍する優れた技能者を把握するために設けたものであることから、虚偽の申告による推薦等この趣旨に合致しない目的や方法による推薦はしないこと。 また、賛同者が賛同する<u>当該被推薦者は１名とし、複数名の賛同者になることは不可とする。</u> （２） 推薦書類の提出について	推薦を求め、選考に当たって必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を設置し、その審議を経るなどして、虚偽の申告による推薦が行われていないか確認するとともに、公平かつ適切に行うこと。 ウ 「全国的な障害者団体」による推薦 全国的な<u>事業主団体等</u>による推薦数は<u>各１名</u>とする。 なお、推薦に当たっては広く傘下の団体、団体を構成する企業等から推薦を求め、選考に当たって必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を設置し、その審議を経るなどして、虚偽の申告による推薦が行われていないか確認するとともに、公平かつ適切に行うこと。 エ 「一般の推薦者」による推薦 一般の推薦者による推薦数は、<u>各１名</u>とする。 推薦者は、その推薦に賛同する者（以下「賛同者」という。）２名の賛同を得て推薦すること（自薦は不可とする。）。 なお、推薦者、被推薦者及び<u>２人</u>の賛同者は互いに二親等以内（配偶者を含む。）の親族関係になく、かつ、推薦者及び賛同者は推薦日時点で<u>満 20 歳以上</u>であること。なお、「一般の推薦者」による推薦は、市井の人目に付きにくい分野等で活躍する優れた技能者を把握するために設けたものであることから、虚偽の申告による推薦等この趣旨に合致しない目的や方法による推薦はしないこと。 また、賛同者が賛同する被推薦者は<u>１名とする。</u> （２） 推薦書類の提出について
--	---

人材開発統括官付参事官（能力評価担当）が別に定める卓越した技能者の表彰に係る留意事項を参照すること。

(3) (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 附則

この実施要領は、令和6年12月20日から適用する。

(実施要領 別表)

職業部門、職業分類及び職種(例示)

1～3 (略)

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
1 ～ 15	略	略	略
16	1 飲食物調理及び接客サービスの職業	(1) 調理人	①日本料理調理人、②すし職人、③西洋料理調理人、④中華料理調理人、⑤給食調理人、⑥各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）等
		(2) バーターンダー	①バーターンダー
		(3) 飲食物給仕係	①配ぜん人、②ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）、③ソムリエ 等
17 ～ 22	略	略	略

人材開発統括官付参事官（能力評価担当）が別に定める卓越した技能者の表彰に係る留意事項を参照すること。

(3) (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 附則

この実施要領は、令和5年12月22日から適用する。

(実施要領 別表)

職業部門、職業分類及び職種(例示)

1～3 (略)

部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
1 ～ 15	略	略	略
16	1 飲食物調理及び接客サービスの職業	(1) 調理人	①日本料理調理人、②すし職人、③西洋料理調理人、④中華料理調理人、⑤給食調理人 等
		(2) バーターンダー	①バーターンダー
		(3) 飲食物給仕係	①配ぜん人、②ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）、③ソムリエ 等
17 ～ 22	略	略	略

(注) 新旧対照表は、縦書き・横書きや用紙の縦置き・横置きを問わない。